

○南箕輪村住宅用新エネルギー施設設置補助金交付要綱

平成21年 5月 7日 告示第26号

(目的)

第1条 この告示は、南箕輪村の地域において、環境に負担の少ない新エネルギーの導入を推進するため、住宅等への太陽熱利用施設、ペレットストーブ、ペレットボイラー及び薪ストーブ（以下「新エネルギー施設」という。）の設置に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、南箕輪村補助金等交付規則（昭和59年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽熱利用施設 未使用の太陽熱利用施設であって、給湯、冷暖房に使用するものをいう。
- (2) ペレット 長野県産の間伐材、製材端材等の木材を粉碎したオガ粉を円筒状に固めた木質燃料をいう。
- (3) ペレットストーブ ペレットを燃料に使用する未使用のストーブであって、ペレットの自動供給機能を有するものをいう。
- (4) ペレットボイラー ペレットを燃料に使用する未使用のボイラーであって、ペレットの自動供給機能を有するものをいう。
- (5) 薪ストーブ 未使用のストーブであって、薪を燃料として使用するものをいう。
- (6) 住宅等 自ら居住し、又は居住する予定の村内の戸建ての住宅（事務所、店舗その他住宅以外の用途を兼ねるものを含む。）又は当該住宅と同一敷地内にある建物等をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者

ア 住宅等（太陽光発電及び太陽熱利用施設にあつてはその敷地を含む。）に新エネルギー施設の設置（増設を含む。以下同じ。）を行う者（当該住宅等が自己の所有に属さない場合は、当該住宅等の所有者の承諾書を提出したものに限る。）

イ 新エネルギー施設を設置した住宅等（未入居のものに限る。）を自ら居住するために購入する者

(2) 次に掲げる新エネルギー施設の種類ごとに、それぞれ次に定める条件を満たす者

ア 太陽熱利用施設及び薪ストーブ 申請年度の3月31日までに着工すること。

イ ペレットストーブ又はペレットボイラー 次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 県内に事業所又は代理店を有する者から購入するもの

(イ) 申請年度の2月末日までに設置を完了するもの

(ウ) ペレットの使用予定量が、1年につき800キログラム以上のもの

(エ) 使用するペレットについて、その供給を行う者と書面による協定（使用予定量、協定の期間及び協定価格の決定方法を定めたものであって、協定の期間が3年以上であるもの）を交わすもの

(3) 規則第5条第2項各号に掲げる納付金を滞納している者がいない世帯に属する者

(4) その他村長が適当と認めた者

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付は、同一の新エネルギー施設に対して1世帯につき1回とする。

(対象経費及び補助額)

第5条 補助金の交付対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条に規定する申請書は、南箕輪村住宅用新エネルギー施設設置補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 対象経費の内訳が記載された契約書又は見積書の写し

(2) 設置予定箇所の位置図及び着工前の現況を示す写真

(3) 当該住宅等の所有者の承諾書（自己の所有に属さない住宅等に新エネルギー施設を設置する場合に限る。）

(4) ペレットストーブ又はペレットボイラーにあつては、第3条第2号イ(エ)の規定による協定書の写し

(5) 納付金納付状況確認同意書（様式第4号）

(変更等の承認の申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき又は新エネルギー施設の設置を中止若しくは廃止しようとするとき

きは、南箕輪村住宅用新エネルギー施設設置補助金変更承認申請書（様式第2号）を村長に提出しなければならない。

（実績の報告）

第8条 補助金対象者は、補助事業が完了したときは、南箕輪村住宅用新エネルギー施設設置補助金実績報告書（様式第3号）に次の書類を添付して村長に提出しなければならない。

(1) 対象経費の内訳が記載された書面及び領収書の写し

(2) 新エネルギー施設の設置状況を示す写真

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

種類	対象経費	補助額
太陽熱利用施設	太陽熱利用施設設置工事に係る費用一式(補助熱源施設に係る費用を除く。)	太陽熱利用施設設置工事に係る費用に10%を乗じた額(1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。)とし、4万円を限度とする。
ペレットストーブ	ペレットストーブ本体購入経費	設置費用の10分の10とし、10万円を限度とする。
ペレットボイラー	ペレットボイラー本体購入経費	設置費用の10分の10とし、10万円を限度とする。
薪ストーブ	薪ストーブ設置に係る費用一式	設置費用の5分の1(1,000円未満の端数があるときは切り捨てる。)とし、5万円を限度とする。